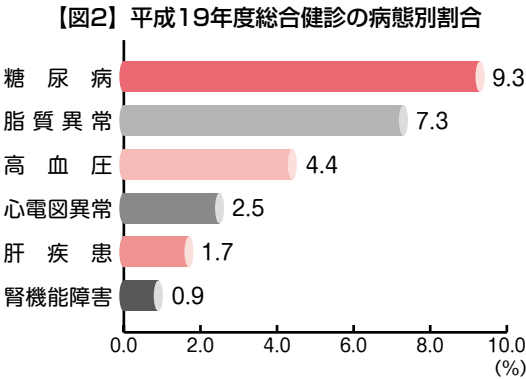
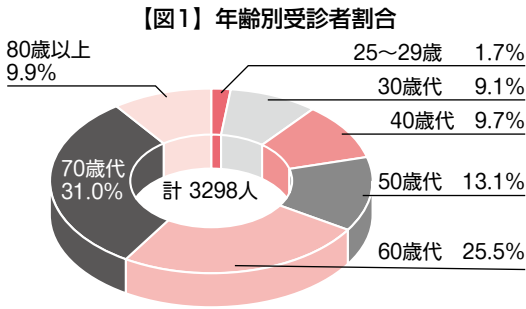


生活習慣を見直そう！

～平成19年度総合健診の結果から～



平成19年度に行われた総合健診の結果がまとまりました。

総合健診を受診した方は3298人で、その内訳は70歳代の方が約3割と1番多く、60歳以上の高齢者が6割以上を占める結果となっています。一方、若い方の受診率が低いことが分かります。(図1)

また、生活習慣病の該当者が増加傾向にあります。(図2)



肥満は病気の前段階 生活習慣を見直そう

最近、肥満や高血圧、脂質異常、糖尿病などの生活習慣病が問題となっており「メタボリックシンドローム」という言葉をよく耳にしますが、これは内臓脂肪型肥満に加えて、高血圧、脂質異常、糖尿病が重複している状態のことです。

この状態を放っておくと動脈硬化が急速に進行し、命にかかわる心臓病や脳卒中を発症する危険性が高くなります。総合健診でも、昨年度から



メタボリックシンドロームを早期に見発見するため「腹囲測定」を行っています。メタボリックシンドロームの第一条件である肥満(腹囲が男性で85センチ、女性で90センチ以上)が目立ち、特に男性の該当者が多くなっています。

また、男性には糖質異常、女性には脂質異常の方が増えています。最初のうちは自覚症状をほとんど感じませんが、この状態が続くと糖尿病や虚血性心疾患などを発症する危険性が高くなります。

これらを予防し、健康で豊かな生活を送るため、日頃の食生活を見直し、運動習慣を身に付けましょう。

生活習慣の見直しは医療費の削減につながります

医療機関での受診件数を見ると外来が97%と圧倒的に多く、外来の医療費については4割弱を生活習慣病患者の医療費が占めています。

事実、40歳以上の方では高血圧は4人に1人、糖尿病は10人に1人、高脂血症は11人に1人が受診しています。



これらは、肥満や生活習慣の乱れから引き起こされています。重篤な疾患にかかる前に生活習慣の見直しを行い、健康な生活を送ることで、医療費の抑制にもつながります。

来年度から「特定健診」が始まります



来年度から生活習慣病患者の減少を目的とする「特定健診」が始まります。

「特定健診」は、40～74歳の国保被保険者が対象となりますが、平成24年に受診率が65%以上なければ、ペナル

生活習慣病予防のために あなたも参加してみませんか？

生活習慣病を予防するために、食事や運動習慣を継続的に改善していくことは非常に難しく、難しいことです。1人で取り組むのではなく、仲間と励まし合いながら実践してみませんか？

市保健課では平成20年度に、楽しく運動できる『陸上ウォーキング』や、運動実践を中心とした『健康アップ教室』などを開催する予定です。



詳細は広報やホームページで紹介していきますので、参加してみてください。

■お問い合わせ
保健課健康増進担当
TEL 2314310
FAX 2314316

健康のためにも、健診で年1回の健康チェックを行ってください。そして健診結果を正しく認識し、病気を予防することも、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

ティガ課せられ、国保加入者の保険税負担が増加する可能性があります。

ちなみに今年度の40～74歳で国保被保険者の「総合健診」受診率は約25%と低く、この課題の達成は難しい状況にあります。

「自己搬入の日」について

市では、家庭から排出される可燃・不燃ゴミを「エコパークたつおか」へ直接搬入し処理することができる「自己搬入の日」を、4月から毎月第2土曜日の9～11時に変更します。



■注意事項

- ◇時間厳守でご利用ください。
- ◇市民であることの確認を免許証などで行います。
- ◇しっかりと分別をしてください。
- ◇搬入は普通車以下の車に限ります。(許可車を除く)

■お問い合わせ

市民課環境保全担当
(内線131・132)

■対象事業者と条件内容
 葦崎駅前や本町通りを中心とした近隣商業地域または商業地域に指定された区域で、30㎡程度以上の事業用面積を有し、2年以上の営業が見込まれる小売業および飲食業(風俗営業は除く)、

■補助限度額(補助率2分の1)
 ◇新規事業に係る建物改修費 など 50万円
 ◇店舗賃借料 月額5万円(1年間のみ)

■お問い合わせ・お申し込み
 商工観光課商工労政担当
(内線232)

やる気のある人を応援します!!
空き店舗利用者に補助金を交付!!

市では商店街の活性化と活力あるまちづくりのため、空き店舗を利用した事業者に補助金を交付します。

※このほか、市で定めた要綱の趣旨に合致しない事業者には補助できない場合がありますのでご了承ください。

3月以降に事業着手する新規事業者が対象ですが、事前に認定を受ける必要がありますので、必ずご相談ください。

※このほか、市で定めた要綱の趣旨に合致しない事業者には補助できない場合がありますのでご了承ください。

公共交通のあり方を考える 公共交通検討協議会委員を募集します

市では、市民バスをはじめとする公共交通のあり方について、総合的な見直しを検討するため、次のとおり公共交通検討協議会の委員を募集します。

■応募資格
 市内に住所を有し、市内路線バスをよく利用する方

■定員 2人程度

■内容

公共交通検討協議会(年3回程度)に出席し、葦崎市に適用した公共交通について審議を行っていただきます。
 なお、任期は2年で報酬はありません。



県民の声を県政に反映させる

「県政ひざづめ談議」が開催されました

2月16日(土)、葦崎市商工会館において「県政ひざづめ談議」が行われました。



「県政ひざづめ談議」は、県民の声を山梨県の政策に反映させるため、横内知事が県民とひざづめで県政の課題などを話し合う会合です。

当日は、葦崎市商工会製造業部会若手経営者17名が出席し「企業の活性化をするためには」をテーマに、企業誘致や

優秀な人材確保の必要性を訴えるなど、活発な議論が交わされました。

「県政ひざづめ談議」の詳細については、山梨県のホームページで公開いたしますので、ご覧ください。

■お問い合わせ

山梨県広聴広報課
 ☎055-1223-1133
<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kouchou/>
 32745234206.html



フアックス、またはメールで提出してください。
 ◇申込書
 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業を漏れなく記入してください。
 ※申込書に様式はありません。

■お問い合わせ・お申し込み
 企画財政課企画推進担当
(内線355)
 〒407-18501
 葦崎市水神1-13-1
 ☎221-8479
 ✉kaka@city.nirasaki.lg.jp

よくあるお問い合わせ

地価が下がっているのに、土地の税額があがるのはなぜ？

固定資産税は、課税標準額に税率を乗じて求めますが、土地の課税標準額は本来その土地の評価額と同じになります。しかし、実際は課税標準額が評価額に比べてかなり低いため、課税標準額を評価額に合わせていく調整を行っています。これは平成6年度から、評価額を地価公示価格の7割にするしくみになったのですが、当時の宅地の評価額は、この地価公示価格の7割を大きく下回っており、突然本来の評価額で課税すると、税負担が急激に大きくなってしまったため、徐々に引き上げていこうというのが現在の状況です。

つまり、課税標準額がより評価額に近い（負担水準が高い）土地は税負担を引き下げたり据え置いたりする一方で、まだ評価額に遠い（負担水準が低い）土地は段階的に税負担を引き上げていき本来の評価額（地価公示価格の7割）に近づけているため、地価が下落していても税額が上がるといった場合が生じているわけです。

税額が急に高くなったのですが？

新築住宅には2階建ての場合は3年間、3階建て以上の場合には5年間に限って、120㎡まで税額が2分の1に減額される特例があり、この減額適用期間が終了したことや、住宅を壊したことにより住宅用地に対する特例が適用外になったことなどが考えられます。

その他の原因も考えられますので、ご不明な点は、お問い合わせください。

助成について

■市単助成金

◇内容
転作作物を植えた場合には、

■お問い合わせ

農林課農林振興担当

(内線223)

自己資産をチェックしよう 固定資産課税台帳の確認を

「ご自分の固定資産税・都市計画税の課税内容を知っていたら、ご自分の土地や家屋の価格と比較して自分の資産価格が適正であるかを判断できるように、閲覧・縦覧という制度があります。この機会に自己資産を確認してみませんか？」

■閲覧制度とは

納税義務者などが自己の固定資産課税台帳を見ることのできる制度です。



閲覧は通年可能（手数料1件300円）ですが、4～5月については無料となります。この機会に、みなさんが所有している固定資産をご確認

■閲覧・縦覧の無料期間

4月1日（火）～5月30日（金）

8時30分～17時30分

※土、日、祝日は除きます。

■閲覧・縦覧場所

税務課固定資産税担当窓口

また、法人が申請する場合

■お問い合わせ

税務課固定資産税担当
(内線156158)

には、代表者の押印が必要となります。

■縦覧制度とは

固定資産税の納税者が、自己の所有する土地や家屋の評価額と、他の土地や家屋の評価額を比較することにより、評価額が適正であるかを確認できる制度です。

縦覧はこの期間のみになりますので、ご注意ください。

縦覧対象者は固定資産税の納税者であり、納税者以外の方が縦覧する場合は委任状が必要です。ただし、同居の親族の方は聞き取りなどにより確認ができれば縦覧できます。

需給バランスを保ち、取引価格を安定させるため 水稲の生産調整にご協力を



現在、日本の米消費量はピーク時（昭和37年）の約半分となっており、今後、人口・消費量の減少や食生活の多様化により減少することが予想されます。このため、需要と供給のバランスを適正に保ち、取引価格を安定させるために生産方針作成者（JAなど）および葦崎地域水田農業推進協議会が、生産数量目標（米の作付目標）を農業者に配分します。

■産地づくり交付金

◇内容
麦および大豆の作付を、それぞれ3a以上行った場合10aあたり1万円を補助

◇対象
生産調整（転作）を実施し、集荷円滑化対策の拠出を行った方

■配分について

平成20年に葦崎市で作れる米の量は、3692.9t（基準単収は、562kg/10a）と決まりました。

個々の農家への配分は、個別に配布した「水稲生産実施計画書」に示してありますので、生産目標面積以内の作付にご協力をお願いします。

■国の政策支援

◇内容
水田経営所得安定対策

◇対象
その年の収入が過去の平均収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。

◇対象
認定農業者（4ha以上）または、一定の条件を備える集落営農組織（20ha以上）

「納税納付強化期間」について

市では、滞納解消を図り、市税等負担の公平性の実現を目指すため、2～5月を「納税納付強化期間」と定め、徴収強化に取り組んでいます。



強化期間中の取り組み

■財産差押えの強化
悪質な滞納者に対しては、徹底した財産調査を継続し、必要に応じて捜索・動産などの差押えを行います。

■夜間・休日の納税納付強化

訪問徴収や夜間・休日の納税相談・収納窓口を開設します。

夜間納税相談・収納窓口	
3月26日(水)	18時～20時30分
3月27日(木)	
4月23日(水)	
4月24日(木)	
5月21日(水)	
5月22日(木)	

休日納税相談・収納窓口	
3月15日(土)	10時～16時
4月19日(土)	
5月17日(土)	

■お問い合わせ

収納課徴収第1・2担当
(内線163～166)

今月の納税

税目	納期限
国民健康保険税 第10期	3月31日(月)

納税は、便利で確実な口座振替で

口座振替納税は、1度お申し込みいただければ、指定された金融機関の口座から、自動的に引き落とされて納税する便利な制度です。

手続きもキャッシュカード(ゆうちょ銀行・郵便局、山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫)があれば、市役所窓口で簡単に行えますので、ぜひ、ご利用ください。

■お問い合わせ

収納課(内線163～166)

母子家庭の自立促進のため

児童扶養手当の一部が支給停止されます

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない母子家庭などの生活安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

4月からは、母子家庭の自立を促進するという目的で、次の項目に該当する方については、手当の一部が支給停止されます。

■一部支給停止対象者

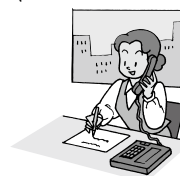
次のいずれかに該当した場合、手当の一部が支給停止されます。

- ◇手当を受けてから5年の方
※認定請求をした日に受給対象児童が3歳未満の方については、その児童が3歳に達してから5年となります。
- ◇支給要件に該当してから7年の方



■一部支給停止対象とならない場合

次のいずれかに該当する方で、必要な書類を提出した方については、今までと同様に手当を受給することができます。



- ◇受給者が就業している場合
- ◇受給者が求職活動など、自立に向けた活動を行っている場合
- ◇受給者が一定の障害状態にある場合
- ◇受給者が負傷・疾病、その他の事由により就業することが困難である場合

「厚生年金特例法」が施行されました

厚生年金保険料を給与から天引きされていたにもかかわらず、事業主が社会保険事務所に資格取得などの届出をしていなかったため、年金額に反映されていなかった期間を有している方に対して、その期間を含めた年金をお支払いするための「厚生年金特例法」が施行されました。



これにより、年金記録第三者委員会で厚生年金保険料の給与天引きが認定された方は、年金記録が訂正され年金額に反映されます。

心当たりのある方は、ご確認をお願いします。詳しくはお問い合わせください。

■お問い合わせ

◇ねんきんダイヤル

☎0570-10511165

◇竜王社会保険事務所

☎0551-27811100

■お問い合わせ

福祉課子育て支援担当

(内線174)

武田の里ライフカレッジ

武田の里にらさき、に息づく生命や暮らしに根ざし、生涯にわたって学ぶ大学

月日	講演・講師
4月17日	開講式、「夢と感動のテーマシティ・にらさき」 葦崎市長 横内公明
5月22日	「自分流・自然体を貫く 簡単、楽しい、いきいき健康法」 (社)中高年齢者雇用福祉協会公認講師 タレント、健康管理士 小久保晴代
6月19日	「料理は楽しくシンプルに！ ズボラ料理をはじめませんか？」 ナマクラ流ズボラ派家庭料理家 奥園 壽子
7月17日	「～笑門には福来たる～思いつき笑うと元気に なれます」 落語家 三代目 林家 染二
8月28日	「オーケストラコンサート」 名古屋大学交響楽団
9月18日	「武田信玄～知られざる実像～日本は歴史から何を 学ぶべきか」 静岡大学教育学部教授 小和田 哲男
10月23日	「あいまいな日本の問題点がスッキリわかる 辛坊のニュースななめ読み」 読売テレビ解説委員 辛坊 治郎
11月(未定)	観劇(予定)
12月18日	「命を咲かせる 自分が好きですか」 南蔵院第二十三世住職 林 覚乗
1月17日	民放男性アナウンサー (出演交渉中)
2月19日	「～女優・妻・母～二人三脚で乗り越えた介護の日々」 女優 小山 明子
3月14日	閉講式、学園祭

武田の里婦人大学の30周年をひとつの節目に、第31期からは内容を大幅にリニューアルし、名称も「武田の里ライフカレッジ」としてスタートします。

月に1度の講座などは無理なく自由に参加でき、実力派の講師による講演はもちろん、楽しいクラブ活動も充実しています。人の数だけ学び方はあります。まずは楽しく学ぶことが

と、生涯学習の新しいステージ武田の里ライフカレッジは、多くの仲間との出会いや感動とともに、あなたの人生を豊かにするための学びの場です。生涯を通じて生き生きと暮らしたいとお考えの方なら年齢・性別を問わず誰でも入学できますので、あなたも生涯学習を始めてみませんか？

■開講日時
4月17日(木)
13時30分～

※5月からの予定は別表参照



■場所

東京エレクトロン葦崎文化ホール(大ホール)
※葦崎駅から東京エレクトロン葦崎文化ホール間は、送迎バスがあります。

■第1回講座内容

記念講演
「夢と感動のテーマシティ・にらさき」
講師 葦崎市長 横内公明

■クラブ

書道、俳句、料理、手芸、陶芸、パソコン、きり絵、ドライフラワー

■入学金

5千円(年額)
※1講座2千円の体験入学もあります。

■お申し込み方法

4月8日(火)までに申込書に記入し、入学金を添えてお申し込みください。
※申込書は葦崎市教育委員会、市民会館に置いてあります。

■お問い合わせ・お申し込み

◇葦崎市教育委員会
(内線266～268)
◇中央公民館(市民会館)
2211121

楽しく学んで生きがいづくり 葦崎市老壮大学入学者募集

老壮大学では、学生みずから企画、運営にあたり、毎月1回、各界著名人を講師に迎えた講座を開き、教養を高めていきます。

また、全日本社交ダンス協会認定教師の中村一さんが初歩から指導してくれる「ダンス教室」や、専属講師により初心者でも安心して習える「パソコン教室」を、好評につき今年も開催します。

老人クラブに加入されている方なら誰でも学ぶことができます。とりあえず様子だけでも、という方も大歓迎です。みなさんの入学を心からお待ちしております。



■開催日
毎月第4金曜日
※異なる場合もあります。

■会場 市民会館

■内容

◇午前
○クラブ
(書道、文芸、手芸、園芸、写真、華道、舞踊、囲碁、読書、詩吟)

○教室 (社交ダンス、パソコン)

◇午後
著名人を講師に迎えた講座

■年会費 2千円

■お申し込み方法
3月31日(月)までに、各地区老人クラブ会長に連絡してください。

■お問い合わせ

福祉課福祉介護担当
(内線179・180)

「桃の節句」をお祝いしよう！ 民俗資料館でひな祭り

ひな祭りは「桃の節句」ともいい、女の子の成長を祝う大切な年中行事の一つです。
 葦崎民俗資料館では、ひな祭りのお祝いをしながら文化財への興味関心を深めていただく企画を開催しますので、ぜひ、ご参加ください。



参加者募集 「ひな人形を作ろう」

企画展「民俗資料館でひな祭り」の開催にあわせてイベントを行います。
 みなさんお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

■日時・場所 (2回開催)
 3月23日(日)
 ①10時、②13時集合
 蔵座敷(民俗資料館裏)

葦崎民俗資料館では、今年も資料館取藏品のひな人形と、みなさんからお借りした人形を、市指定文化財である蔵屋敷に展示して、旧暦にあわせて「桃の節句」をお祝いします。ご自宅とは一味違った風情をお楽しみ下さい。

■日時・場所
 3月7日(金) ~
 4月20日(日)
 9~16時
 蔵屋敷(民俗資料館裏)

※月、木曜日の午前中は休館

■入館料 無料

※民俗資料館で受付をしてください。

■お問い合わせ・お申し込み
 葦崎民俗資料館
 ☎22-11696

(水曜日から日曜日の9時~16時30分まで)

NPO 葦崎スポーツクラブ 無料体験を実施しています

3月中の1か月間を無料

葦崎スポーツクラブでは、豊かなスポーツライフの実現を目指し、年間を通して26種類のスクールや、13種類のサークル活動を実施しています。

平成20年度の会員を募集するにあたり、多くの市民のみなさんが元気で健やかな毎日を過ごすため、自分に合った生涯スポーツを見つけられるよう、3月中の1か月間を無料

体験期間として開放します。今までスポーツをしてきた方も、これから始めようという方もお友達お誘い合わせのうえ、お気軽に体験してください。



詳細については、お問い合わせください。

■お問い合わせ

NPO 葦崎スポーツクラブ
 ☎22-112255

夜間の学校施設利用を希望される団体へ

葦崎市教育委員会では、スポーツ活動の場として、市内の小中学校施設を一般に開放しています。



夜間(17~22時)にグラウンド・体育館の利用を希望する団体の方は、平成20年度の利用者登録をお願いします。

■登録方法

スポーツ振興担当、管理指導員宅に備え付けてある申

請書に記入し、スポーツ振興担当に提出してください。

※地域スポーツ広場・地域体育館を利用する場合にも、利用者登録をお願いします。

※葦崎西中学校は改築に伴い、平成21年3月まで、グラウンド・体育館は使用できないので注意してください。

■お問い合わせ

教育課スポーツ振興担当
 (葦崎市営体育館内)
 ☎22-10498

葦崎市勤労青年センター 予約方法の変更について

市では4月より体育施設を利用する方の利便性を高めるために、



葦崎市勤労青年センターの体育施設(グラウンド・ウッドジム・テニスコート)の予約を市営体育館で受け付けます。なお管理棟内の音楽室、会議室など体育施設以外の予約については、従来どおり勤労青年センターで受け付けます。

■利用申込受付時期

◇市民または峡北地域勤労者 1か月前
 ◇市外利用者 2週間前

■予約受付場所 市営体育館
 ※電話受付可

■申請手続・料金支払場所
 勤労青年センター

■お問い合わせ

◇教育課スポーツ振興担当
 (葦崎市営体育館内)
 ☎22-10498
 ◇葦崎市勤労青年センター
 ☎22-18274